

議案第 8 号

調布市市庁舎整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市庁舎整備基金を設置するため、提案するものであります。

調布市市庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 調布市市庁舎（以下「市庁舎」という。）の新築，増築，改築及び保全（以下「整備」という。）の資金に充てるため，調布市市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は，毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は，調布市一般会計歳入歳出予算に計上して，基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は，市庁舎の整備に要する経費に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。